

審 査 基 準

令和 4 年 5 月 13 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の3第4項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：10日
申 請 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係
問 い 合 わ せ 先：佐賀県警察本部交通部運転免許課教習係 電話0952-98-2220 内線230
備 考：